

機密保持契約書

●●●●● (以下、「甲」という) と(有)シスク (以下、「乙」という) は、甲の有する機密を保持させることを目的として、下記のとおり機密保持に関する契約を締結する。

第1条

(1) 本契約において、「機密情報」とは甲から乙に対して委託された業務に基づく情報で、甲および甲の顧客の情報であり、かつ、公には入手できないもののうち、下記に該当するものをいう。

1. ハードウェアおよびソフトウェアの製品およびその関連情報
2. 研究開発の各段階にあるハードウェアおよびソフトウェアおよびその関連情報
3. 甲および甲の顧客の技術または開発、製造上の情報
4. 甲および甲の顧客、商品の価格決定に関する事項
5. 仕入先、得意先の氏名および内容
6. 甲が機密および独占として扱うべき義務を負っている他社(者)から受ける情報
7. 乙が甲との打合せ、取引等により知り得た営業上の諸情報

(2) 上記各記載の情報以外で、甲が特に個別に機密情報として指定したもの。ただし、公知の情報または甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報、並びに開示について甲乙による事前の合意がある場合はこの限りではない。

第2条

本契約において、「機密資料」とは機械もしくは使用者が解読できるか否かにかかわらず、機密情報を含んでいる有形資料のすべてであり、その形態が文書、書面、図面、フロッピーディスク、CD-ROM、電子メール、その他の媒体を含むものとする。

第3条

乙は、次の事項を機密として保護し、第三者にこれを開示してはならない。乙は甲より次の事項の開示を受けたことを秘密として第三者に公表しない。

1. 機密情報
2. 機密資料

第4条

乙は機密情報を機密にしておくために合理的な安全保証の予防措置を取らなければならない。乙は本契約書に規定されている秘密保持義務について乙の従業員に遵守させる。

第5条

すべての機密情報および機密資料は甲の所有物であり、かつ甲の所有物のまま残ることを確認する。乙は機密情報および機密資料についていかなる権利も有さないことを確認する。

第6条

乙は、甲から受注を受けた各個別の業務を終了した場合には、その終了ごとにすみやかに機密資料の現物、写、要約および各業務につき直接発生した二次的資料を甲に引渡し、一切のこれらの資料を保管しないものとする。

第7条

乙は機密情報および機密資料について、甲に委託された業務を遂行する際に必要な範囲においてのみ使用もしくは利用することができ、その他の目的および用途で使用もしくは利用してはならない。

第8条

仕事を下請けに出す場合には、乙は下請人に対して本契約に定められているのと同じ方法で機密情報を保護する義務を負わせ、かつ、下請人が保有している機密情報を監督しなければならない。万一、下請人が本項の機密保持義務に反した場合には、乙は下請人と連帯して甲に対して責任を負うものとする。

第9条

乙または本契約書第4条、第8条で定めるものが本契約に違反して機密情報および機密資料を外部に漏洩したり外部に持ち出したりした場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有する。

第10条

- (1) 乙は甲に委託された業務上著作物（プログラムの著作物を含む。以下同じ）を作成する場合には、第三者の著作物またはその構成の全部または一部を使用あるいは模倣してはならない。
- (2) 前項の場合、第三者より甲に対して著作権侵害を理由として請求があった場合には、乙は自己の責任および費用でこれを解決するものとする。
- (3) 前項の場合に甲が直接および間接に損害を負い、かつこれについて乙に故意または過失があった場合には乙は甲にその損害を賠償する義務を追う。

第11条

- (1) 乙は甲に委託された業務を遂行する際に第三者の発明、考案、意匠、商標、その他名称を使用することによって、第三者の権利を侵害してはならない。
- (2) 前項の場合、第三者より甲に対して特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利侵害を理由として請求があった場合には、乙は自己の責任および費用でこれを解決するものとする。
- (3) 前項の場合に甲が直接および間接に損害を負い、かつこれについて乙に故意または過失があった場合には乙は甲にその損害を賠償する義務を負う。

第12条

本契約は、甲・乙間において過去に行われまたは将来行われる業務委託等のすべての取引について適用になるものである。

第13条

- (1) 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1ヶ年とする。但し、期間満了3ヶ月前までに甲乙双方から何らかの申し出のないときには、更に1ヶ年存続するものとし、その後も同様とする。
- (2) 前項但し書きの期間は、5年間を限度とする。
- (3) 前2項の定めにもかかわらず、第1条及び第4条の定めは、本契約終了後10年間有効とする。

第14条

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義を生じた場合には、商習慣等によるもののほか、甲乙双方信義誠実の精神をもって協議し、公正な解決を図るものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 (住所)
(名称)

乙 (住所)
(名称)

